

## 函館地方裁判所委員会（第33回）及び函館家庭裁判所委員会（第33回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

### 1 日時

平成29年7月12日（金）午後3時00分

### 2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

### 3 出席者（敬称略）

地裁委員 島野潤一，西里久美子，阿部司，大桃誠，相原秀起，弘末和也，浅岡千香子

家裁委員 扇田誠，高久佳也，竹下裕子，阿知波健一，毛利悦子，柳順也，橋本健

兼務委員 北嶋小枝，和田真

説明者 函館地裁刑事首席書記官鎌田幸生，同刑事部主任書記官大間知慎

庶務 函館地裁事務局次長高嶋博之，同総務課長久保昌央，同総務課課長補佐小森裕介，函館家裁事務局次長荒川和良，同総務課長吉村悟，同総務課庶務係長齋藤豊

### 4 議題

「刑事事件における犯罪被害者保護制度の運用について」

### 5 議事

(1) 刑事事件における犯罪被害者保護制度の概略及び実際の裁判における運用状況を，被害者等の負担軽減措置，刑事手続への関与及び被害回復の類型に分類して説明

(2) 裁判員裁判を行う法廷において，ビデオリンク方式による証人尋問及び遮へいの措置についてそれぞれ実演及び説明

(3) 意見交換

「刑事事件における犯罪被害者保護制度の運用について」（委員から述べられた意見・質問は別紙のとおり）

(4) 次回委員会について

- ・ 地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の合同開催
- ・ 日時 平成30年1月31日（水）午後3時
- ・ テーマ 「裁判所における人材育成等について」

## 別 紙

### 【意見交換】

(委員) 実際に法壇上の席に座り、ビデオリンクの映像をモニターで確認し、被害者等に対する配慮の一例を見ることができたのは良かった。

(委員) 被害者等のプライバシー等が守られるような制度になっていると感じた。しかし、被害者等がこのような制度を利用したいと考えたときに、簡単な方法で申出ができるのかどうか気がなった。

(裁判所説明者) 被害者等から口頭による申出を受けた検察官が必要な書類を作成して裁判所に提出し、その上で裁判官が可否を判断するという流れであるので、被害者等からの申出方法は難しいものではないと考えている。

(委員) ビデオリンクにおいて、被害者等が利用する部屋は法廷の近くにあるのか。

(裁判所説明者) セキュリティ上、正確な場所はお話しできないが、庁舎の中で被告人と接することがない場所に設置している。

(委員) 被害者等への対応の取組が、非常に進んでいると感じた。他庁で行われた裁判で、飲酒運転によって複数の方が亡くなった事件が印象に残っている。御遺族による意見陳述の中で、飲酒運転を根絶したいという御家族の強い思いを感じ、私も胸が裂けるような思いで意見陳述を聞いていたが、別な側面として、その裁判は裁判員裁判であったので、御家族の強い思いが裁判員にダイレクトに伝わり、量刑が高めになったのではないかと感じた。その辺り、プロの裁判官だけで判断する場合と比較し、専門家はどのように思っているのだろうか。

(裁判所説明者) 被害者等の意見陳述によってその思いが裁判員に強く伝わり、それが量刑に反映されるというのは、裁判員裁判では予定されているものであるので、問題があることとは思っていない。自身の経験上は、意見陳述等を経て、裁判員は被害者等の気持ちを十分に理解しながらも、冷静な判断をしているものと感じている。

(裁判所説明者) 量刑というのは、どのような罪を犯したのか、というところから導かれるものなので、例えば、意見陳述を行う遺族がいるかいないかによって、刑罰が大きく異なるというのも不公平なものである、ということを裁判員によく説明し、それに沿った議論を行い、判決に至っている。聞いておられると、意見陳述の影響を強く受けているように見えるかもしれないし、また、影響

がないものとも言えないが、それが量刑判断の中核というわけではない。

(委員) 大変関心のある分野だったので、ここまで法律が行き届いているということに安心した。こういう制度になっているということ、皆さんに周知できるとよいと思う。勤務先の女性が被害に遭った事件があり、男性の警察官が来たので、許可を得て女性である私が事情聴取に付き添ったことがある。先ほど、被害者が女性の場合に、女性の検察官や弁護士が対応しているとの話を聞き、そういった配慮の動きが広がっていることに感謝したい。

(委員) 実際に法廷で遮へいの様子を見たが、衝立があっても被告人と証人の席が近いと感じ、被告人が証人に近づくことがないのだろうかと思った。また、ビデオリンク方式と遮へいの方式は、その一方しか選択できないのか。例えば、ビデオリンクを利用し、さらに証人の顔を隠すということはできるのか。

(裁判所説明者) ビデオリンクと遮へいの利用は、択一式なものではない。例えば、被告人に対して、ビデオリンクのモニターを見せる場合と見せない場合がある。モニターを見せない場合は、ビデオリンクを利用しつつ、遮へいの効果もあることになる。また、被告人と証人との距離については、裁判員裁判の場合は、被告人は、証人から距離のある弁護人の隣に着席することになるし、また、被告人が勾留中である場合は刑務官がその近くに着席し、被告人が証人に近づくという事態が発生しないように留意している。

(委員) 証人が証言するときの恐怖や不安を軽減する措置等があり、大変心強く感じた。被害に遭った方は、まずは警察署に行くことが多いと思うが、警察署でも被害者保護制度について説明を受けることができるのだろうか。

(委員) 私が承知している範囲では、警察においても被害者の保護という視点を非常に大事にしており、今後、予定されている手続について、例えば、検察官から話を聞かれますよ、ということは説明している。また、検察庁と比較し警察の方が地域の団体と連携している実情があり、警察から被害者に対して適切な支援団体を紹介する場合もある。

(委員) 友人や知人でも付添人になることができるのか。

(裁判所説明者) 法律上、付添人となる者の条件が定められているわけではない。事案に応じて、第三者である弁護士やカウンセラーのほか、親族が付添人になることもある。

(委員) 本日はいろいろな説明を聞くことができ、ありがたかった。報道関係者として、しっかりやっていかななくては、という思いになった。被害者を保護するために、被害者を特定する情報を制限して報道したところ、逆に憶測によって、無関係の方に問い合わせがされることがあり、難しさを感じている。また、記者がこの情報は報道して大丈夫だと思っても、実際には被害者に繋がってしまうような情報もあると思うので、そのようなときは専門家である法曹三者の助言をいただきたい。

(委員) 遮へいをしていても、証言台と被告人の位置はやはり近いと感じた。被告人が近づくことは防止できても、被告人の咳払いが近くで聞こえたりすると、証人が驚くなどして冷静な証言ができなくなるのではないかと思った。

(裁判所説明者) 裁判長は、法廷内の秩序を維持するための権限を持っているので、被告人が不規則な言動をした場合には、それをやめるよう注意することができる。注意に従わない場合には、法廷から退廷させることもある。また、被告人がいる法廷内において証言すること自体が心配な方は、ビデオリンクを希望することが多いと考えられる。統計資料上は、ビデオリンクよりも遮へいの措置を利用する証人が多い。遮へいの場合も、証人の様子を確認し、裁判長から証人に対し、証人と被告人の位置関係を説明することで、安心して証言できるように配慮している。

(委員) 今日は、いろいろと勉強になった。文献等によると、日本では被害者保護の取組が遅れているというものを目にしたこともあるし、ここ数年は、かなり力を入れているということも聞いている。現在の法曹三者の取組はよく理解したが、被害者等に対して必要な取組は、今日紹介された取組のほかにもあると考えている。例えば、経済的な面や精神的な面に対する配慮についても、国として支えていくことが必要だと感じている。